

公益社団法人北海道社会福祉士会代議員選任規則

規則第9号

2013年4月1日制定

2016年6月11日廃止

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)が、社団法人日本社会福祉士会(以下「本部」という)の代議員を選出する場合の選任方法等に関する基本事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「代議員」とは、本部定款第15条に規定する者を指し、この規則に基づいて選任された者をいう。

(定数)

第3条 本部代議員選出規則(以下「本部規則」という。)第6条の規定に従う。

(任期)

第4条 代議員の任期は、本部規則第10条の規定に従う。

(代議員の責務等)

第5条 代議員は、本部総会に出席し社団法人の社員としての表決権を行使し、結果を本会理事会ならびに本会会員へ報告しなければならない。

(選任)

第6条 代議員は、本会理事の中から選出され、本会総会の承認を経て選任されるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本部の役員である者は選任されないものとする。

(選任の届け出)

第7条 前条第1項により代議員を選任したときは、遅滞なく本部会長へ届け出なければならない。

(辞任)

第8条 代議員は、次に掲げる場合において辞任するものとする。

(1) 心身の故障のため継続して職務執行に耐えられない旨本人又はその家族が判断したとき。

(2) 本部規則第11条の規定に基づき、代議員が本部の理事に立候補するとき。

(3) 本会を退会した者、及び他都府県に支部変更した者は自動的に辞任したものとみなす。

2. 前項により辞任するときは、あらかじめ本会理事会の承認を経て、速やかに本部会長へ届け出なければならない。

3. 第1項第2号により辞任するときは、本部理事立候補届受理日以前に前条の届けを行わなければならない。

(改廃)

第9条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本規則は、本会設立の日から施行する。